

社会福祉法人あゆみ会役員報酬規程

(趣 旨)

第1条 この規程は、社会福祉法人あゆみ会（以下「あゆみ会」という。）の理事長、理事、監事、評議員（以下「役員」という。）の報酬の支給について定めることを目的とする。

(報酬の種類)

第2条 役員報酬は、常勤の役員については、俸給及び通勤手当とする。

2 前項に関わらず、あゆみ会の職務に就く者を除く役員には、法人が招集する会議に参加した場合の報酬として12,450円（うち源泉徴収2,450円を差し引き10,000円）を支給する。

(報酬の支給)

第3条 役員報酬は、その全額を通貨で、直接役員に支払うものとする。ただし、法令に基づき役員報酬から控除すべき金額がある場合には、その役員に支払うべき報酬の金額から、その金額を控除して支払うものとする。

(報酬の締日・支給日)

第4条 常勤役員報酬の俸給、通勤手当の締日・支給日は一般職員の給与規程に準ずるものとする。

(俸 給)

第5条 理事長、常勤役員および非常勤役員は無給とする。

（収支状況及び経済情勢により変更もあり。但しその都度理事会で審議して決定する。）

(通勤手当)

第6条 通勤手当は、一般職員の給与規程に基づく通勤手当に準じて支給する。

(給与締日の中で就任又は退職した場合の報酬)

第7条 給与締日以外の日において新たに就任した常勤役員は就任月分の報酬（俸給及び通勤手当をいう。以下同じ。）及び給与締日以外の日において退職した常勤役員は退職月分の報酬を支給する場合は、当該締日の現日数から勤務を要しない日数を差し引いた日数を基礎として日割りによって計算する。

(端数の処理)

第8条 この規程により計算した金額に1円未満の端数が生じたときは、これを1円に切り捨てるものとする。

(実施に必要な事項)

第9条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が別に決める。

附則

- 1 この規程は、平成15年11月10日から適用する。
- 2 平成24年5月26日、第2条第2項を追加する。
- 3 平成27年11月14日、第2条第2項を改訂する。
- 4 平成27年11月14日、第5条を改訂する。
- 5 平成29年2月25日、第1条を改訂する。
- 6 平成29年5月27日、第2条第2項を改訂する。
- 7 平成30年2月24日、第2条第2項を改訂する。